

○松浦市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則

平成18年1月1日

規則第62号

改正 平成19年3月29日規則第12号

平成27年3月25日規則第15号

平成28年2月18日規則第3号

平成28年3月25日規則第18号

平成30年3月28日規則第10号

令和2年3月23日規則第7号

令和2年7月15日規則第46号

令和3年3月26日規則第5号

令和4年9月28日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、松浦市放課後児童健全育成事業に関する条例（平成18年松浦市条例第89号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施場所)

第2条 松浦市放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施場所は、保育所若しくは学校の余裕教室又は民間施設等、市長が適当と認める施設を利用して実施するものとする。

(実施日)

第3条 事業は、次に掲げる期間を除いて、毎日実施するものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(3) 8月13日から8月15日までの日及び12月29日から1月3日までの日

2 市長は、自然災害その他の理由により事業の実施が適当でないと判断したときは、事業を中止することができる。

3 前項に基づき、事業を中止するときは、保護者との連絡調整を十分に図るよう努めるものとする。

(実施時間)

第4条 事業の実施時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 学校開校日は、児童の下校時刻から午後6時30分までとする。

(2) 土曜日及び学校振替休業日並びに春休み、夏休み及び冬休み期間中は、午前7時30分から午後6時30分までとする。

(利用の手続等)

第5条 事業の利用を希望する児童の保護者（以下「保護者」という。）は、放課後児童健全育成事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、審査を行い、その可否について放課後児童

健全育成事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により保護者へ通知するものとする。

3 保護者は、事業の利用を中止する場合は、放課後児童健全育成事業利用中止届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（負担金の減免）

第6条 条例第8号第3項に規定する減免については、次の表のとおりとする。ただし、2以上の減免の事由に該当するときは、減免の割合が大きいものを適用する。

減免の事由		減免の率	減免の期間
災害による損害	全壊・全焼・全流出	100分の100	災害の事実のあった日の属する月の翌月から6か月を限度とする。
	半壊・半焼・半流出	100分の50	
特別な事情	児童扶養手当の受給世帯及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護受給世帯	100分の50	8月のみ
	前項以外の特別な事情	100分の30から50の範囲内	

2 負担金の減免を受けようとする保護者は、松浦市放課後児童健全育成事業負担金減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合、その内容を審査し減免の可否を決定したときは、松浦市放課後児童健全育成事業負担金減免決定通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。

（利用の制限）

第7条 市長は、事業を利用中の児童が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を制限することができる。

(1) 感染症に罹患し、他の児童に感染するおそれがあるとき。

(2) その他事業の運営上支障があるとき。

（傷病等の対応）

第8条 保護者は、児童の活動中の事故等に備え、保険に加入するものとする。

2 事業の活動中に、傷病等のため医師の治療を受けた場合は、その治療に要した費用は、保護者の負担とする。

（関係機関との連携）

第9条 市長は、事業の実施に当たり、関係機関との緊密な連携を図り、利用する児童の健全育成に努めるものとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の松浦市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則（平成16年松浦市規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症の影響に係る負担金の減免の特例)

- 3 第6条第1項の表中、前項以外の特別な事情として、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響で放課後児童健全育成事業所の開所時間が減少したことにより、負担金の減免を受けようとする場合にあつては、減免の率は、100分の40とし、減免の期間は、同表特別な事情の項減免の期間の欄の規定にかかわらず令和2年7月とする。
- 4 前項の規定による負担金の減免の適用を受ける保護者は、第6条第2項の規定を適用しないものとする。

附 則（平成19年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第15号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の松浦市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則の規定によってなされた申請、決定、届出その他の行為は、それぞれ改正後の松浦市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（平成28年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第18号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第10号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月15日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の松浦市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則の規定は、令和2年7月1日から適用する。

附 則（令和3年3月26日規則第5号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月28日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

